

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年9月15日)

## 【件名】

- 1 町村福祉事務所の設置協議について  
(福祉保健課) …… 1
- 2 緊急雇用創出事業の予備枠に基づく事業の追加実施について  
(福祉保健課、子育て支援総室、医療政策課) …… 2
- 3 県立総合療育センター院内保育の開始について  
(子ども発達支援室) …… 3
- 4 鳥取県新型インフルエンザ対策行動計画の改定(案)について  
(危機管理チーム、健康政策課) …… 4

福祉保健部

## 町村福祉事務所の設置協議について

平成21年9月15日  
福祉保健課

社会福祉法第14条第8項の規定により、町村は福祉事務所を設置する6月前までに知事の同意を得ることとなっており、このたび、平成22年4月1日に設置を予定している下記の3町村から設置に係る協議書及び関連資料（設置条例案等）の提出がありました。  
今後、9月末までに知事同意をするための事務手続きを進めますので報告します。

### 1 協議書提出町村

提出町村	提出日	福祉事務所の設置	福祉事務所の設置により町村で実施される主な事務
日南町	8月20日	22年4月	○生活保護・・・保護の決定・支援
江府町	8月25日		○児童福祉・・・助産施設及び母子生活支援施設の入所決定
日吉津村	8月28日		○母子及び・・・母子及び寡婦の相談・指導等 寡婦福祉 ○児童扶養手当・・・手当の認定・支給 ○特別障害者手当等・・・障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定・支給

### 2 3町村に対する今後の支援等スケジュール

- 9月 ・社会福祉法第14条第8項に基づく知事の設置同意（県→町村）
- ・町村職員の受入研修に関する協定（県←→町村）
- 10月 ・移管業務に係る基本的な座学研修（3日間）  
（町村の必要に応じて追加実施）
- ・査察指導員及びケースワーカー予定者の生活保護に係る実地研修の実施  
（西部・日野福祉事務所において、町村の希望により3～6ヶ月を予定）
- 3月 ・ケース引継ぎ
- ・引継ぎ後も必要な技術支援を継続  
（ケース検討会議への参画、町村の担当又は査察指導員からの個別相談への対応）

#### ○中国地方の町村福祉事務所設置の状況（平成21年4月1日現在）

島根県	全13町村が福祉事務所を設置
岡山県	全12町村のうち1町1村が設置
広島県	全9町のうち8町が設置
山口県	全7町のうち設置町村はなし

※その他全国の状況：奈良県1村、大阪府1町、鹿児島県2町

#### ○生活保護世帯数等（平成21年7月末現在）

	保護世帯数	保護人員	保護率（パーセント）	管轄福祉事務所
日吉津	7	12	0.375	西部福祉事務所
日南	30	40	0.707	日野福祉事務所
江府	7	7	0.204	日野福祉事務所

緊急雇用創出事業の予備枠に基づく事業の追加実施について

平成21年9月15日  
 福祉保健課  
 子育て支援総室  
 医療政策課

商工労働部が所管する緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとなる事業は次のとおりですので、報告します。

【実施事業】

単位；千円

所属名	事業名	雇用創出人数		H21 予算額	事業内容
		H21 ～23	H21		
福祉保健課	こころのバリアフリー推進事業	1人	1人	637	ハートフル駐車場利用証制度を円滑に運用するため、臨時的任用職員を雇用し、利用証交付等業務を行う。
	福祉・介護人材確保等実態調査				社会福祉事業者及び介護保険事業者等における人材確保の実態を把握するための調査を行う。
子育て支援総室	子育て王国創造事業（少子化対策等事務補助員）	1人	1人	888	少子化対策に対応した次世代育成支援行動計画の見直しに伴い発生する事務の補助及び子育て王国創造事業のうちのキャンペーン事業実施等に係る事務補助等業務を行う。
医療政策課	女性医師就業支援事業	1人	1人	2,251	女性医師の就業環境整備を推進するため、非常勤職員を雇用し、女性医師就業支援のためのシンポジウム・懇話会を開催する。
喜多原学園	喜多原学園中卒者等学習強化事業	6人	2人	2,700	中卒者等に対して、学園内で中学までの学習内容をしっかり理解させるため、教員免許状の有資格者を雇用し、学習支援を行う。
計		9人	5人	6,476	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

## 県立総合療育センター院内保育の開始について

平成21年9月15日  
子ども発達支援室

県立総合療育センターにおいて来る10月1日より開始予定の院内保育の概要について報告します。

### 1 設置目的

総合療育センターに勤務する幼い子ども等のある女性医師や看護師等の人材確保と、安心して育児ができる環境整備を促進するため、院内保育を開設する。

### 2 保育の内容

- (1) 開始年月日 平成21年10月1日
- (2) 保育時間 午前8時から午後7時(延長あり)
- (3) 対象児 総合療育センター職員の0歳から3歳の子ども  
〔3歳となった年度の末まで在園可能。ただし、定員に満たない場合等、6歳となった年度の末まで受け入れ可能とする。〕
- (4) 定員 6人
- (5) 利用予定者 開始直後の10月は1歳と3歳の兄弟が利用予定  
(今後徐々に増員の予定)。
- (6) 保育場所 総合療育センター内の現在利用されていない2室
- (7) 設置形態 県が設置する無認可保育所(運営は業者に委託)
- (8) 保育料 県立病院、近隣病院の保育料等を参考に検討中

### 3 受託者 株式会社アイレンタル(代表取締役 重道 泰造)

- (1) 住所 広島県広島市中区光南2丁目1-20
- (2) 受託実績 鳥取大学附属病院、博愛病院、智頭病院、  
(県内分) 県立厚生病院(10月より開始)
- (3) 選考方法 7月16日から8月5日に受託者を公募し、応募した1社について、  
8月12日にプロポーザル審査会を開催して決定。

#### (参考) 総合療育センターの概要

- ・沿革 昭和30年8月開設(平成18年7月改築オープン)
- ・機能 肢体不自由児施設(入所定員25人、通園定員30人)  
重症心身障害児施設(入所定員25人、通園定員6人)  
医療保険入院、空床を利用した短期入所も併せて実施
- ・職員数 107人(うち女性職員89人で、女性医師3人、女性看護師41人、  
理学療法士等を含めた医療専門職全体では女性61人)

# 鳥取県新型インフルエンザ対策行動計画の改定(案)について

平成21年9月15日  
危機管理チーム  
健康政策課

## 1 計画の目的

- ・新型インフルエンザが発生した場合に、ウイルスの性状に応じた適切な対策をとることで県民生活の被害を最小限に抑えることを目的
- ・国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、県だけでなく市町村や県民、事業者が行うものも含めた総合的な対策を提示

## 2 流行規模及び被害の想定

国の行動計画を参考に、人口の25%(今回の分については20%)が罹患すると想定

	強毒型	弱毒型(今回の分)
入院患者数	3,230~12,200人	1,785人
1日最大入院患者数	480人以上	223人
死亡者数	810~3,050人	—

## 3 各段階における対策

### (1) 未発定期

- ・新型インフルエンザの発生把握に努めつつ、発生に備えて医療体制等の整備を推進

### (2) 海外発定期、国内発定期

- ・県は対策本部を設置し、情報収集や総合調整を行い、各種の対策を実施
- ・海外発定期から総合発熱相談センターと発熱外来を開設し、新型ウイルスへの感染が疑われる者を限られた範囲で診断・治療する体制をとり、新型ウイルスの県内侵入を抑止
- ・新型ウイルスの病原性等に応じて必要な範囲内で、発生国・地域への旅行や出張、広域的なイベント等を自粛

### (3) 県内発定期

- ・感染拡大を可能な限り抑えるため、引き続き限定的な診断・治療体制を維持
- ・患者は感染症指定医療機関へ入院(弱毒型の場合、軽症者は自宅療養)させ、濃厚接触者は一定期間の健康観察
- ・新型ウイルスの病原性等に応じて必要な範囲内で、学校等の臨時休業、イベントや集客施設の中止や閉館等を実施

### (4) 大規模流行期(まん延期・回復期)

- ・県民の健康被害や社会・経済への影響を最小限にするため、適切な感染防止策がとれる医療機関を事前連絡の上受診できる体制に移行
- ・強毒型の場合も、軽症者は自宅療養とし、濃厚接触者の健康観察も集団感染等の場合に限定
- ・学校等やイベント・集客施設に係る措置等は、引き続き実施するが、回復期には、それまでの体制を順次縮小し、順次通常の状態に戻す。

### (5) 小康期

- ・社会・経済機能の回復を図りつつ、各段階で実施した対策を評価し、次の流行に備えた対策を検討・実施

## 4 今後の対応

- ・現在、市町村、医療関係者などに意見照会中。それら踏まえ、必要な修正等を加えた上で改定計画を策定する予定
- ・なお、鳥取県新型インフルエンザ対応マニュアルについても、現在、改定作業中

## <その他参考>

集団感染事例報告(7月22日~9月10日)

	教育機関					社会福祉施設	その他	合計
	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他			
合計(件)	1	6	3	14	2	3	8	37

※ 10人以上の学校、施設、事業所等で、1週間以内に2人以上の患者発生があり、各総合事務所福祉保健局に報告のあったもの。(7月22日が、県内初の集団感染。)